

企業立地促進法に基づく事業の推進について

1. 企業立地促進法の概要

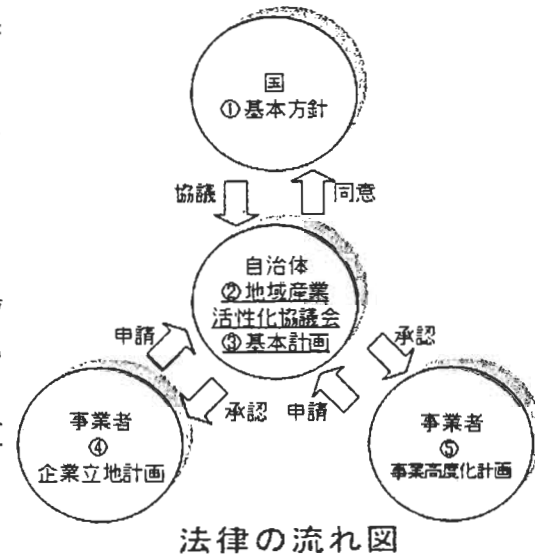
地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的として、平成19年6月11日、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（略称・企業立地促進法）」が施行され、国は同法に基づき、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指す取り組みに対し、支援する。

2. 法律の流れ

国が策定する①基本方針に基づき、都道府県と市町村が②地域産業活性化協議会での協議を経て、③基本計画を作成し、主務大臣に協議し、同意を得る。

同意を得た基本計画に基づいて実施する事業については一定の支援措置が受けられる。

事業者は、企業立地又は事業高度化を行う場合、それぞれ④企業立地計画、⑤事業高度化計画を作成し、都道府県知事に対し承認申請をすることができ、当該計画に基づいて各種支援措置が受けられる。



3. 地域産業活性化協議会について

昭和45年に「北見市企業誘致推進協議会」を設立し、誘致情報の収集、意見交換、支援制度の拡充など官民一体となった企業誘致活動を推進してきた。同法の施行に伴い、既存の市内立地企業へのフォローアップを含めた企業立地推進体制の強化を図るため、新たに北海道を構成メンバーに加え、「北見市企業誘致推進協議会」を「北見地域企業立地促進協議会」に改称し、同法に規定された「地域産業活性化協議会」として、国による各種支援措置へ対応する推進組織とした。

北見地域企業立地促進協議会（構成団体：16団体）
 北見市、北海道、北見工業大学、北海商科大学、日本赤十字北海道看護大学、東京農業大学、北見商工会議所、北海道電力株式会社、北海道ガス株式会社、株式会社NTT東日本-北海道、きたみらい農業協同組合、常呂漁業協同組合、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター、（社）北見工業技術センター運営協会、北見工業団地会、北見信用金庫

4. 基本計画の概要について

本年3月に策定した「北見市産業振興ビジョン」及び昨年9月に経済産業省が策定した「北見地域産業振興ビジョン」を踏まえ、地域に大きな経済波及効果をもたらす企業立地を推進するため、同法に規定された基本計画を策定し、国に同意を求めている。

(1) 企業立地の集積を図る地域 北見市全域

(2) 目指すべき産業集積の業種

地方経済の低迷や海外への工場移転によって多くの自治体が企業誘致に力を入れている中、他の自治体との誘致活動における差別化が重要視されるようになっており、上記二つのビジョンに盛り込まれている地域特性や産業集積の状況などから、下記の4つの業種を選定することとした。

①食料品関連産業 ②情報通信関連産業 ③木材関連産業 ④機械・金属関連産業

(3) 計画の期間 平成19年度～23年度（5ヵ年）

(4) 主な取り組みについて

①企業立地支援事業（補助率 2/3）

- ・企業立地に向けた広報活動
- ・企業立地の専門家等と連携した情報収集・企業ニーズの把握
- ・立地企業向けの人材確保支援（U・Iターン）

②人材養成等支援事業（補助率 10/10）

- ・新規企業立地に向けた研修・セミナー等の実施

③企業立地促進支援制度の運用

- ・企業立地促進補助金、企業立地報奨金制度のPRおよび運用
- ・新たな助成制度の検討

④技術開発支援事業

- ・経済産業省の技術開発支援事業の活用

5. 国への協議から事業実施までの流れ

